

【住宅地などの住環境の整備】

No.	事業名	内容	担当課
1	新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金	市内在住の新婚世帯・子育て世帯に対し、最大63万円分の家賃や引越費用等を補助します。 ・新婚世帯：婚姻届出日から1年以内で、かつ、新たに賃貸住宅に居住を開始した世帯。夫婦の合計年齢が80歳以上は除く ・子育て世帯：中学生以下の子どもを含む世帯であって、かつ、新たに賃貸住宅居住を開始した世帯。転入又は、転居した日から1年以内の世帯	商工観光・定住推進課
2	新築奨励・市内消費喚起事業	住宅の新築や中古住宅（空き家バンク登録）の購入（外構・電気・水道工事も対象）で市内事業者を利用した場合に、最大50万円の商品券を支給します。	商工観光・定住推進課
3	移住応援給付事業	市外から津久見市に移住された方（65歳未満に限る）に対して、最大30万円を支給します。（1世帯1回に限る）	商工観光・定住推進課
4	結婚新生活支援事業	令和6年1月1日以降に結婚した夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯の方に対して、住宅の取得費又は家賃や引越しに係る費用を補助します。 夫婦ともに29歳以下：上限60万円 それ以外：上限30万円	商工観光・定住推進課
5	移住支援事業	大分県外から本市へ移住し、各種条件を満たす方に対して移住支援金「最大100万円」を支給します。	商工観光・定住推進課
6	空き家利活用事業補助金	空き家を利用して本市に移住しようとする方に対して補助金を交付するなど、空き家の活用を促進します。 *空き家バンク登録物件等が対象 ①【家財処分補助】上限10万円 ②【購入補助】上限100万円 ③【改修補助】上限100万円 ②③を併用する場合は、併せて100万円	商工観光・定住推進課
7	新築住宅の固定資産税の減免	新築住宅については、地方税法の規定により新築後一定期間の固定資産税が1/2軽減されているが、加えて、本市独自の1/2減免制度を導入することにより、3年（一般住宅）、5年（長期優良住宅）、7年（中高層耐火住宅等）の期間を全額免除とし、新築住宅の取得を税制面からも支援します。	税務課
8	若者・子育て世代への市有地購入減額助成の要件緩和（年齢要件等）	定住促進のために販売する市有住宅用地を購入しようとする若者・子育て世代に対し、販売価格の減額（最大20%）の年齢要件を49歳以下まで拡充し実施しています。	会計財務課
9	リフォーム支援事業補助金	【3世代同居支援型】 18歳未満の子どもを含む三世代以上で構成される世帯(予定を含む)で三世代が同居するために行う工事 【子育て支援型】 子育て世帯(4月1日時点で18未満の子どもがいる世帯)かつ世帯全員の前年の所得総額が600万円未満の世帯が行う工事 【高齢者バリアフリー型】 世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満で65歳以上の高齢者がいる世帯が行う工事	まちづくり課
10	宅地の提供	安価な住宅地を提供（鬼丸地区住宅地・千怒区画整理・市有財産など）します。 【ルポ鬼丸】 残り7区画（令和6年11月1日現在） 【千怒区画整理地区】 残り5区画（令和6年11月1日現在） 【その他市有地】 残り2区画（令和6年11月1日現在）	まちづくり課 会計財務課



No.	事業名	内容	担当課
11	木造住宅耐震化促進事業	<p>昭和56年5月以前に着工された木造住宅について、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、耐震診断と耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助します。</p> <p>①耐震診断 自己負担額：5,500円（審査手数料）※住宅が古く、一定規模以上に広い建物など条件により自己負担が発生します 診断の内容：耐震診断士が耐震性を精密に診断します。</p> <p>②耐震改修工事等（耐震補強設計及び工事監理を含む。） 全体改修：上限100万円 ※条件により120万円 部分耐震改修：上限 60万円 耐震シェルター改修：上限 30万円</p>	まちづくり課